

【改正後】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札 (削除) で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. ～32. (省略)

【小切手用法】

1. ～7. (省略)

【約束手形用法】

1. ～7. (省略)

【為替手形用法】

1. ～9. (省略)

以 上

(2026年5月1日現在)

【改正前】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. ～ 3 2. (省略)

【小切手用法】

1. ～ 7. (省略)

【約束手形用法】

1. ～ 7. (省略)

【為替手形用法】

1. ～ 9. (省略)

以 上

(2026年3月2日現在)